

令和4年2月14日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和4年第1回魚沼市議会定例会について
(2) 令和4年度魚沼市各会計予算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) その他

- 2 調査の経過 2月14日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和4年第1回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和4年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
令和4年度魚沼市各会計予算の審査については、別紙のとおりとし、質疑は事前通告制で、通告期限は2月28日正午とした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和4年第1回魚沼市議会定例会について
- (2) 令和4年度魚沼市各会計予算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) その他

2 日 時 令和4年2月14日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇、森島守人
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和4年第1回魚沼市議会定例会について

富永委員長 日程第1、令和4年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)
付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。また、
報告案件についても配付資料のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長か
ら説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。

まず、事件番号1番、専決処分の承認を求めることについて、についてであります。
去る1月19日からまん延防止等重点措置が適用されましたが、このことに伴い実施する
こととしました飲食店の営業時間短縮の要請に係る協力金4億3,000万円につきまして、
令和3年度一般会計補正予算第9号として専決処分させていただいたことについて、地方

自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものであります。

続きまして、事件番号 2 番、令和 3 年度魚沼市一般会計補正予算第 10 号についてであります。当該補正予算の概要であります。主なものといたしましては、①、四日町排水ポンプ場建設や小中学校大規模改修事業などの国の補正予算に伴う事業実施の前倒しに係る追加のほか、②、大雪による除雪関連経費の追加、また、③、まん延防止等重点措置の適用期限延長に伴う飲食店の営業時間短縮の要請に係る協力金をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策関連事業経費の追加、④、保育士等の処遇改善経費、加えて、⑤、感染症拡大の影響などによる事業の中止等、年度末までの予算執行において不用残が見込まれるものに係る減額分、以上に係る予算の補正を予定しており、これら一連の追加・組替とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第 10 号補正予算としてお願いするものであります。

この中で、大雪に関する除雪関連経費のうち、要援護世帯の屋根雪等処理に対する支援として軽度生活支援事業の補正を含んでおりますが、昨年度も実施したように、除雪対象となる時間・回数の引き上げを計画しております。これについては既に規定の時間・回数の上限に達している方もおられる中、積雪の状況で急を要する方につきましては手配準備など日程的な都合の関係から個別にご相談に応じさせていただく場合も考えられますので、ご理解くださいようよろしくお願いいたします。なお、補正額につきましては、歳入歳出それぞれ約 20 億円ほどの増額補正を現時点では見積っております。今回の補正予算の財源としては、社会資本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金などの国庫支出金の補正予算分のほか、個人・法人市民税、普通交付税及びふるさと寄附金などの増額分、また、国補正に伴う前倒し事業の補助裏に充てる市債などを計上することとしております。

続きまして、事件番号 3 番、令和 3 年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第 2 号につきましては、事業勘定分におきまして、被保険者の療養給付費の増額、及び年度末までの執行に係る不足見込分の追加などに係る予算の補正を予定しており、補正額につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 8,800 万円の増額補正を現時点では見積っております。

一方の直診勘定分におきましては、事業勘定からの繰入と一般会計からの繰入を組み替える内容の財源部分の補正予算としており、歳入歳出の増減額はありません。

これら一連の追加・組替とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第 2 号補正予算としてお願いするものであります。

続きまして、事件番号 4 番、令和 3 年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号につきましては、広域連合共通経費に係る負担金や健診事業費の確定などにより、歳入歳出それぞれ 240 万円の減額補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号 5 番、令和 3 年度魚沼市介護保険特別会計補正予算第 3 号につきましては、支給対象者の減少による不用額分の減額や、年度末までの執行に係る各事業間における過不足見込額の組替など、歳入歳出それぞれ 130 万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、事件番号 6 番、令和 3 年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、水の郷工業団地において分譲区画の売却に至らなかったことから、売却収入及び一般会計への償還金等、歳入歳出それぞれ 3 億 8,230 万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、事件番号7番、令和3年度魚沼市病院事業会計補正予算第1号につきましては、政策的医療交付金の増額分などを収益的支出において4,630万円を追加する一方、医療機器の更新事業の不用見込額をそれに係る財源とともに更生することとして、資本的収入及び資本的支出でそれぞれ1,400万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、事件番号8番、令和3年度魚沼市ガス事業会計補正予算第2号につきましては、四日町排水ポンプ場建設に伴うガス導管の撤去費用分について収益的収入及び収益的支出においてそれぞれ800万円を追加するとともに、同じく四日町排水ポンプ場建設に伴うガス導管の移設補償分について資本的収入で1,500万円を、同じくガス導管の布設替工事分について資本的支出において1,800万円を追加するものであります。あわせて、徳田地内におけるガス供給管敷設工事の実施について、令和4年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算でお願いするものであります。

続きまして、事件番号9番、令和3年度魚沼市水道事業会計補正予算第2号につきましては、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出における金額の増減はありませんが、徳田地内における水道供給管敷設工事の実施について、令和4年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算でお願いするものであります。

続きまして、事件番号10番、令和3年度魚沼市下水道事業会計補正予算第2号につきましては、資本的支出におきまして、国の補正予算による前倒し事業として穴沢横根地区農業集落排水施設統合下水道管渠接続工事を実施することとして建設改良費5,400万円の増額を資本的支出で、それに充てる国庫補助金と企業債を合わせて5,200万円を資本的収入で、それぞれ追加補正をお願いするものであります。

続きまして、事件番号11番から事件番号19号までの9件については、令和4年度の当初予算に関するもので、一般会計のほか、4つの特別会計と4つの企業会計を合わせた9つの会計予算の審議をお願いするものであります。

続きまして、事件番号20番、魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてであります。本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号21番、魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。本案は会計年度任用職員等が育児休業などを取得しやすい勤務環境とするための取扱規定に係る所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号22番、魚沼市目黒邸保存基金条例の廃止についてであります。本案は、目黒邸保存基金を全額取り崩し当該基金残高がゼロとなることから、条例を廃止するものであります。

続きまして、事件番号23番、魚沼市手数料徴収条例の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号24番、魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正につきましては、放課後児童クラブの実施事業所が新規に開設し追加されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号25番、魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正につきましては、湯之谷小学校第2体育館に多目的室を整備することに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 26 番、魚沼市体育施設条例の一部改正につきましては、小出郷総合体育館の使用料の徴収区分の変更及び入広瀬スポーツセンター弓道室の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 27 番、魚沼市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に準拠した内容とするため、全部改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 28 番、魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童支援員の資格要件の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 29 番、魚沼市教育センター条例の制定につきましては、教育の充実及び振興を図るため、既存の学習指導センターに特別支援教育と適応指導の機能を併せた教育センターとして新たに設置することに伴い、条例を制定するものであります。

続きまして、事件番号 30 番、魚沼市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 31 番、魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止につきましては、高齢者住宅整備資金貸付事業を終了するため、当該条例を廃止するものであります。

続きまして、事件番号 32 番、魚沼市障害者住宅整備資金貸付条例の廃止につきましては、障害者住宅整備資金貸付事業を終了するため、当該条例を廃止するものであります。

続きまして、事件番号 33 番、魚沼市保健センター条例の一部改正につきましては、湯之谷保健センターを廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 34 番、魚沼市農業近代化施設条例の一部改正につきましては、柿ノ木もみ乾燥調整施設を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 35 番、魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、新潟県の道路占用料の見直しに準じた内容とするため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 36 番、魚沼市営住宅条例の一部改正につきましては、中村住宅を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 37 番、魚沼市有住宅条例の一部改正につきましては、月岡住宅を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 38 番、魚沼市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正につきましては、広神住宅 B の駐車場区画数を見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 39 番、魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正につきましては、入広瀬デイサービスセンターの事業内容を変更すること及び在宅介護センター入広瀬を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 40 番、魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正につきましては、し尿処理条例を廃棄物の処理及び清掃に関する条例に統合し、併せて廃棄物処理施設における温水洗車機の使用規定を整理するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 41 番、魚沼市医師等修学基金条例の一部改正につきましては、基金の積立額を増額するための改正であります。

続きまして、事件番号 42 番、市有財産の処分につきましては、事件番号 34 番に関連し

て、柿ノ木もみ乾燥調整施設を廃止し譲渡処分するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、事件番号43番、教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員のうち任期満了を迎える委員が一人おられることから、委員を選任・任命するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。付議事件に関する説明につきましては、以上でございます。

富永委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

佐藤委員 最初に、補正予算の10号の件ですが、今回、コロナ対策で蔓延防止が延長になった関係で、支援金等の追加ということですが、蔓延防止は本日からの延長ということで、補正予算が通るまでの間ですが、その間の対策はどうなっているのでしょうか。今回、これに含まれているのでしょうか。

桑原総務政策部長 本日までの分につきましては、第9号補正で対応してございます。それについて、継続して今日からすることになりますので、そのこの部分の差額というところを第10号補正でお願いしたいとするものでございます。

富永委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定いたしました。

次に、議長提出・受付事件について説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和4年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

富永委員長 それでは、ただいまの議長提出・受付事件について質疑はありますか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま説明があった議長提出・受付事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって議長提出・受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、(2)付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和4年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱(案)について説明)

富永委員長 ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。事務局長の説明のとおり取扱いとすることで、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを協議することとします。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議

長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

(2) 令和4年度魚沼市各会計予算の審査について

富永委員長 日程第2、令和4年度魚沼市各会計予算の審査についてを議題といたします。

資料が提出されておりますので、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和4年度魚沼市各会計予算の審査について(案)」により説明)

富永委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

佐藤委員 今回もコロナ禍での委員会の開催ということになるわけですが、できるだけ説明員の方にも入れ替えをうまくしていただいて、あまり大勢にならないようにというような対策を考えておられるようですが、今までどおり全く質疑に関係ないような方々もずっといていただくようなことで考えておられますか。

佐藤議会事務局長 基本的には部長以上の職員につきましては、ずっといていただくと。課長用の席については、空いている席が概ね3から4程度ございますので、款ごとに部長が必要とする課長を選択していただいて、入れ替え制で対応していただきたいと思います。

富永委員長 ほかにございませんか。(なし) 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。令和4年度会計予算審査の方法につきましては、議会事務局長の資料説明のとおり、予算審査特別委員会を設置して審議することとし、質疑については通告制として、通告期限を2月28日月曜日、正午とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:35)

休憩中に懇談的に意見交換(正副委員長の互選について協議)

再 開 (10:36)

富永委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(3) 閉会中の所管事務調査について

富永委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思えます。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(4) その他

富永委員長 日程第4、その他を議題といたします。議会の開会について、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 先回の議会運営委員会の時にも質問がありましたが、これからコロナ等で議員が多く休む場合など、様々なケースが出てくるかと思しますので、それについて調べた結果について説明します。(資料「令和4年2月14日議会運営委員会」について説明)

富永委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。(なし)なければ以上とします。開会中はもちろんですが、特に初日については、今ほどの説明のとおりでございますので、それぞれ十分注意をされて出席できるようにお願いします。ほかに協議事項等はありませんか。(なし)ないようですので、これで本日の会議を終わらせていただきたいと思います。会議録の調製については委員長に一任をお願いします。これで、本日の議会運営委員会は閉会いたします。

閉 会 (10 : 40)